

「外国為替取引約款」における新旧対照表

変更後の約款(新)	変更前の約款(旧)
<p>(本約款の目的)</p> <p>外国為替取引約款（以下、「本約款」といいます。）は、セントラル短資オンライントレード株式会社（以下、「当社」といいます。）とお客様との間で行う、外国為替取引の権利義務関係および両者がともに従うべき規定として定められたものであり、お客様と当社とは、各商品につき別途定める「取引規定」及び別紙の「取引要綱」（以下、「取引規定等」といいます。）に規定する証拠金率、取扱通貨ペアにより外国為替取引をお取引頂けることとしますが、以下の条項は、各商品に共通の権利義務を規定するものとします。</p> <p>お客様は当社から説明を受けた、金融商品取引法に定める店頭デリバティブ取引、特に「外国為替証拠金取引」の特徴、取引の仕組み等取引に関する内容を十分にご理解の上、お客様の判断と責任において店頭デリバティブ取引を行っていただくものといたします。つきましては、当社に店頭金融先物取引口座を設定するに際し、金融商品取引法その他の関係法令および社団法人金融先物取引業協会の規則を遵守するとともに、次の各条に掲げる事項を承諾し、これを証するため、別途外国為替証拠金取引に関する確認書を差し入れます。</p>	<p>(本約款の目的)</p> <p>外国為替取引約款（以下、「本約款」といいます。）は、セントラル短資オンライントレード株式会社（以下、「当社」といいます。）とお客様との間で行う、外国為替取引の権利義務関係および両者がともに従うべき規定として定められたものであり、お客様と当社とは、各商品につき別途定める「取引規定」及び別紙の「取引要綱」（以下、「取引規定等」といいます。）に規定する証拠金率、取扱通貨ペアにより外国為替取引をお取引頂けることとしますが、以下の条項は、各商品に共通の権利義務を規定するものとします。</p> <p>お客様は当社から説明を受けた、金融先物取引法に定める店頭金融先物取引、特に「外国為替証拠金取引」の特徴、取引の仕組み等取引に関する内容を十分にご理解の上、お客様の判断と責任において店頭金融先物取引を行っていただくものといたします。つきましては、当社に店頭金融先物取引口座を設定するに際し、金融先物取引法その他の関係法令および社団法人金融先物取引業協会の規則を遵守するとともに、次の各条に掲げる事項を承諾し、これを証するため、別途外国為替証拠金取引に関する確認書を差し入れます。</p>
<p>第2条（取引対象および最終決済）</p> <p>お客様が当社に委託する店頭デリバティブ取引は、通貨の売買取引で、金融商品取引法第2条22項第1号に該当する取引であり、お客様と当社との外国為替取引に関わる最終決済方法は、当社とお客様との間での通貨の約定総額受払いによる「受渡決済」、又は、売買が相殺方向にある、同一通貨ペア、同一決済期日、売買同額取引の売買損益の清算による「差金決済」のいずれかによるものとし、その処理については、次の各項に定めるところによるものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.（現行とおり） 2.（現行とおり） 3.（現行とおり） 	<p>第2条（取引対象および最終決済）</p> <p>お客様が当社に委託する店頭金融先物取引は、通貨の売買取引で、金融先物取引法第2条4項第1号に該当する取引であり、お客様と当社との外国為替取引に関わる最終決済方法は、当社とお客様との間での通貨の約定総額受払いによる「受渡決済」、又は、売買が相殺方向にある、同一通貨ペア、同一決済期日、売買同額取引の売買損益の清算による「差金決済」のいずれかによるものとし、その処理については、次の各項に定めるところによるものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 省略 2. 省略 3. 省略
<p>発効日 平成14年4月1日 改定日 平成16年4月19日 改定日 平成18年2月20日 改定日 平成19年9月30日</p>	<p>発効日 平成14年4月1日 改定日 平成16年4月19日 改定日 平成18年2月20日</p>

変更後の約款(新)	変更前の約款(旧)
<p>第7条（委託証拠金の取扱）</p> <p>お客様が当社との間で行う外国為替取引に係る委託証拠金の取扱については、次の各号に定めるところによるものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> （現行とおおり） （現行とおおり） （現行とおおり） （現行とおおり） お客様が預託した外国為替取引に係る委託証拠金については、当社が発行する外国為替取引の「委託証拠金」である旨の表示のある「受領書」の交付を当社より受けること。（但し、当社は外国為替証拠金取引顧客報告書の交付をもって、当該受領書の交付に代えることが出来るものとします。） （現行とおおり） 	<p>第7条（委託証拠金の取扱）</p> <p>お客様が当社との間で行う外国為替取引に係る委託証拠金の取扱については、次の各号に定めるところによるものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 省略 省略 省略 省略 お客様が預託した外国為替取引に係る委託証拠金については、当社が発行する外国為替取引の「委託証拠金」である旨の表示のある「受領書」の交付を当社より受けること。（但し、当社は顧客報告書の交付をもって、当該受領書の交付に代えることが出来るものとします。） 省略
<p>第11条（外国為替証拠金取引顧客報告書の発行）</p> <ol style="list-style-type: none"> 当社は、お客様が当社との間で行う外国為替取引に係る日次および月次の外国為替証拠金取引顧客報告書を、当該取引の約定日もしくは決済期日またはお客様が預託した現金の額が変動した日付、および毎月の最終営業日に係る日付で発行し、お客様のお届出ご住所にご郵送申し上げます。ただし、郵送に代え電子メールによる通知もできるものとし、また、当該日付は、第5条の規定に準拠して決定するものとします。 （現行とおおり） 外国為替証拠金取引顧客報告書の記載項目は、各商品の「取引規定等」で定めるものといたしますが、その記載項目あるいは様式は、その使用目的を阻害しない範囲内で当社の裁量により変更できるものとします。 	<p>第11条（顧客報告書の発行）</p> <ol style="list-style-type: none"> 当社は、お客様が当社との間で行う外国為替取引に係る日次および月次の顧客報告書を、当該取引の約定日もしくは決済期日またはお客様が預託した現金の額が変動した日付、および毎月の最終営業日に係る日付で発行し、お客様のお届出ご住所にご郵送申し上げます。ただし、郵送に代え電子メールによる通知もできるものとし、また、当該日付は、第5条の規定に準拠して決定するものとします。 省略 顧客報告書の記載項目は、各商品の「取引規定等」で定めるものといたしますが、その記載項目あるいは様式は、その使用目的を阻害しない範囲内で当社の裁量により変更できるものとします。
<p>第30条（通知および書類送付）</p> <ol style="list-style-type: none"> 当社がお客様に対して取引に係る通知を行う場合またはお客様に対して外国為替証拠金取引顧客報告書等の書類を送付する場合には、当社は、当社の選択により、お客様が予め届け出た住所、電話番号、ファックス番号、電子メールアドレス等の連絡先のいずれかに通知を行い、または書類もしくは電子情報を送付することができるものとします。 （現行とおおり） 	<p>第30条（通知および書類送付）</p> <ol style="list-style-type: none"> 当社がお客様に対して取引に係る通知を行う場合またはお客様に対して顧客報告書等の書類を送付する場合には、当社は、当社の選択により、お客様が予め届け出た住所、電話番号、ファックス番号、電子メールアドレス等の連絡先のいずれかに通知を行い、または書類もしくは電子情報を送付することができるものとします。 省略

以上